昭和54年2月25日本部訓令第2号

[沿革]
平成3年6月本部訓令第10号
平成6年12月本部訓令第13号
平成13年9月本部訓令第22号
平成21年1月本部訓令第1号
平成25年3月本部訓令第4号

平成6年3月本部訓令第2号 平成12年4月本部訓令第13号 平成19年3月本部訓令第4号 平成21年8月本部訓令第16号

千葉県警察の待機に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察の待機に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、夜間、休日等における突発事案に対する初動措置体制を早期に確立するため、 職員の待機に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この訓令の用語の定義は、次に定めるところによる。
 - (1) 「待機」とは、自宅においていつでも呼出しに応じられる状態にあることをいう。
 - (2) 前号に規定するほかは、千葉県警察の文書に関する訓令(平成20年本部訓令第22号)第2条に定めるところによる。

(待機)

- 第3条 所属長は、正規の勤務時間以外の時間並びに千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県 条例第1号)第1条に規定する休日に所属の職員を待機させることができる。
- 2 前項の規定により待機させることのできる所属及び人員は、別表のとおりとする。
- 3 第1項の規定により待機させることのできる職員は、警部以下の階級にある警察官とし、とく に必要がある場合は、これに相当する一般職員を待機させることができるものとする。

(待機員の服務)

第4条 待機を命じられた職員(以下「待機員」という。)は、待機中いつでも招集に応じられ、 かつ、直ちに職務に服することができるよう心がけなければならない。

(待機の種別及び時間)

- 第5条 待機は、第1待機及び第2待機の2種類とする。
- 2 前項に規定する待機種別ごとの待機時間は、次のとおりとする。ただし、通常の勤務場所に出 動するための所要時間は除くものとする。
 - (1) 第1待機

午後5時15分から翌日の午前8時30分まで

(2) 第2待機

午前8時30分から午後5時15分まで

(待機員の指定)

- 第6条 所属長は、毎月25日までに翌月の待機員を指定し、待機員指定簿(別記様式)により当該 職員に示達するものとする。
- 2 所属長は、前項の待機員の指定に当たつては、原則として同一職員を連続して待機させることのないようにし、かつ、同一職員について6日に1回の周期を下回らない範囲としなければならない。

(待機の免除者)

- 第7条 次に掲げる職員は、待機員の指定対象から除くものとする。
 - (1) 千葉県警察職員の勤務時間等に関する訓令(平成4年本部訓令第23号)第2条に規定する 交替制勤務に従事している者。ただし、所属長が必要と認めて指定する場合はこの限りでない。
 - (2) その他所属長が待機の対象から除くことが適当であると認めた者

(待機の変更)

第8条 所属長は、待機員が病気その他の理由により待機の変更を申し出たときは、指定を変更するものとする。

2 所属長は、前項の規定により待機員を変更したときは、代替要員を指定し、待機人員の確保に 努めるものとする。

(所属内規の制定)

第9条 所属長は、この訓令の施行に関し必要な事項を定めることができる。

以下別表等省略